

議案第 6 5 号

杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 1 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区プールの衛生管理等に関する条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項中「について」を「が当該プールの経営を譲渡し、又は許可
経営者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該プー
ルの経営を譲り受けた者又は相続人」に改める。

第 2 条 杉並区興行場法施行条例（昭和 5 9 年杉並区条例第 4 4 号）の一部を次の
ように改正する。

第 3 条第 3 項中「により」の次に「、譲渡」を加える。

第 3 条 杉並区事務手数料条例（平成 1 2 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第 1 の 1 7 の項中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は
第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

第 4 条 杉並区旅館業法施行条例（平成 2 4 年杉並区条例第 4 5 号）の一部を次の
ように改正する。

第 6 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図る
ための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号）の施行の日又
はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の杉並区プールの衛生管理等に関する条例（以下
「新プール衛生管理等条例」という。）第 3 条の 2 の規定は、この条例の施行の
日前にプールの経営の譲渡があった場合における当該プールの経営を譲り受けた

者については、適用しない。

- 3 区長は、当分の間、新プール衛生管理等条例第3条の2第1項の規定により許可経営者の地位を承継した者（プールの経営の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならない。

（提案理由）

プールの経営を譲渡する場合の地位の承継について定める等の必要がある。

杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正 (杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(地位の承継)</p> <p>第3条の2 前条第1項の規定によりプールの経営の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)が当該プールの経営を譲渡し、又は許可経営者について相続、合併若しくは分割(当該プールの経営を承継させるものに限る。)があつたときは、当該プールの経営を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 略</p>	<p>(地位の承継)</p> <p>第3条の2 前条第1項の規定によりプールの経営の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)について</p> <hr/> <p>相続、合併又は分割(当該プールの経営を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人</p> <hr/> <p>(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 略</p>

第2条による改正 (杉並区興行場法施行条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(営業許可等)</p>	<p>(営業許可等)</p>

第3条 略

2 略

3 法第2条の2第2項の規定により、譲渡、相続、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届書を、区長に提出しなければならない。

4 略

第3条 略

2 略

3 法第2条の2第2項の規定により____、相続、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届書を、区長に提出しなければならない。

4 略

第4条による改正（杉並区旅館業法施行条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(宿泊を拒むことができる事由) 第6条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略	(宿泊を拒むことができる事由) 第6条 法第5条第3号____の条例で定める事由は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略